

第4章 進め方とチェック体制

この計画は、行政計画であると同時に、市民・事業者・市のパートナーシップによって推進する計画でもあります。

したがって、市が全庁的・横断的に環境保全の視点から施策や事業を実施し、計画を推進する組織体制を整える一方で、関係主体が集まり、基本的な方針や具体的なプログラムの検討など、計画全般の推進に関わることができる体制を整備します。

1 進め方とチェック体制

1. 羽村市環境審議会

羽村市環境基本条例第 21 条に基づき設置された「羽村市環境審議会」（以下「審議会」という。）は、市長の付属機関であり、「羽村市環境審議会規則」に定められた市民公募委員、知識経験者、事業者の代表、環境保全等に関する行政機関の職員によって構成されています。

審議会では、環境基本計画に関すること、環境の保全等の施策に関すること、環境の保全等に関する基本的事項などについて調査及び審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができます。

2. 市の環境保全取り組み（事業所単位）の推進体制

市では、平成 12 年 8 月に ISO14001 の環境マネジメントシステム国際規格の認証を取得し、平成 18 年 8 月に第 2 回目の認証登録を更新しました。

これは市の環境方針（市長による声明）に基づいて、環境管理のための庁内組織体制を構築し、事業活動において環境に影響を与える環境側面を抽出し、目的目標の設定を行い、側面ごとに手順を作成し、環境パフォーマンス（目標に対する達成状況）を定期的にチェック、および、第三者による審査（監査）を受けるというシステムです。

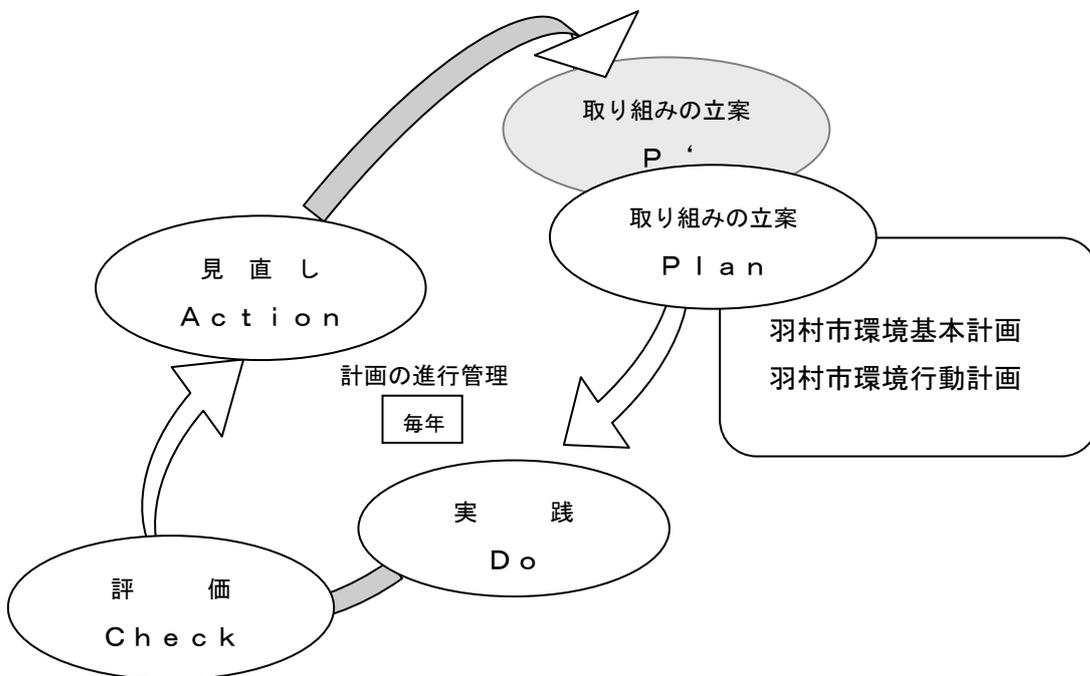
本庁舎をはじめ生涯学習センターゆとろぎ等の 17 の公共施設を運用管理の対象範囲とし、職員で組織する「環境管理委員会」が市における環境パフォーマンスの定期的チェック等を行い、取り組みを推進していきます。

3. 計画のチェック

計画に基づき具体的な取り組みを立案し（Plan）、それを実践し（Do）、その結果をきちんと把握・評価し（Check）、次のステップに向けて見直しを行う（Action）、PDCAサイクルにより、毎年、本計画の進行管理を実施します。

見直しの際には数値目標や施策などについても、より良い方向に見直しをかけていきます。

<環境マネジメントの進め方>



4. 環境報告書による結果の公表

市民、事業者などが環境の現況に対する理解と認識を深め、自主的かつ積極的な環境の保全と創造の取り組みがより促進されるよう、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を、羽村市環境基本条例第13条の規定に基づき「羽村市環境報告書」を毎年作成し、公表します。

また、環境に関する施策の進捗状況について、市民の求めに応じ、いつでも情報の開示ができるように努めます。

2 国・東京都・近隣自治体との連携

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物問題、資源・エネルギーの枯渇、自然生態系の消失、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など、現在の環境問題は羽村市単独で解決できるものは少なく、より広域的な視点に立っての対策が必要です。

そのため、国・東京都・近隣自治体と協力して問題を解決していくことは、市の環境を守る上できわめて重要です。

環境基本計画の実効性を確保し、目標を達成するため、国・東京都・近隣自治体との連携に努めます。

1. 情報の共有

大気や水質のモニタリングデータなど環境に関する情報交換を行い、情報の共有化に努めます。

2. 広域的連携

既存の協議会等を利用し、環境に関する共通の課題を協議する場を設けます。